

これからは...

大人も子どもも自転車乗るなら

ヘルメット!!

ご存知
ですか？



道路交通法の改正により、**令和5年4月1日**から
**全ての自転車利用者のヘルメット着用が
努力義務**となります。



注意

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方のうち、
約6割が頭部に致命傷を負っています。

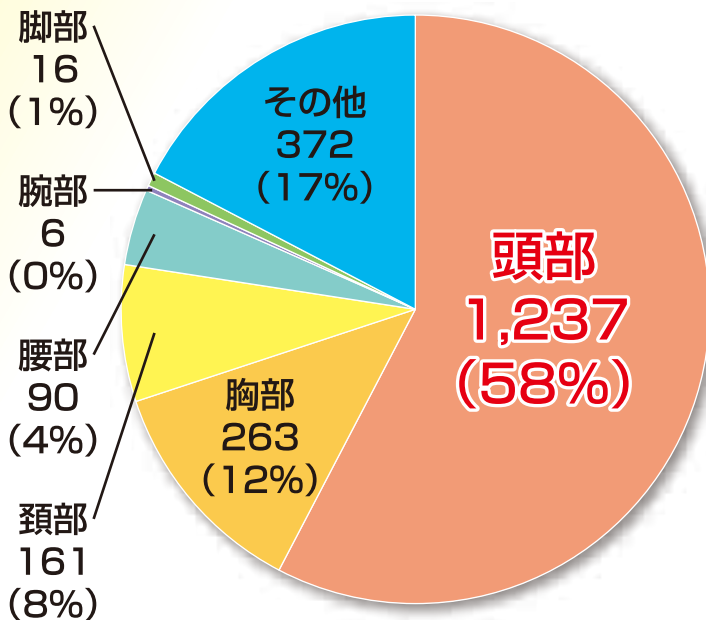
*警察庁ホームページ

頭部の保護が重要です

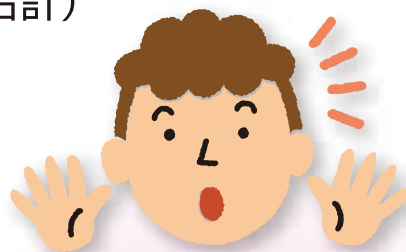


自転車乗車中死者の人身損傷主部位

(致命傷の部位) (平成29年～令和3年合計)



*その他とは、眼部、腹部等
*警察庁ホームページ

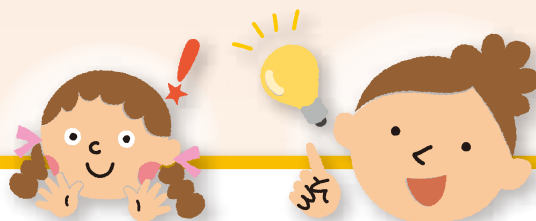


- ・約6割が頭部に致命傷を負っています。
- ・ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約2.2倍高くなっています。

※致死率とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定